

議案第 8 4 号

調布市知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 4 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

ワークライフカレッジすとおくの事業に就労選択支援を加えるとともに引用する条項を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

調布市知的障害者援護施設条例（平成11年調布市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第14項」を「第15項」に改め、同条第4号中「，法第5条」を「，法第5条第13項に規定する就労選択支援，同条」に，「第13項」を「第14項」に，「第15項」を「第16項」に改める。

附 則

この条例は，規則で定める日から施行する。ただし，第3条第3号の改正規定及び同条第4号の改正規定（「第13項」を「第14項」に，「第15項」を「第16項」に改める部分に限る。）は，令和7年10月1日から施行する。